

平成 20 年度 久慈広域連合予算の概要

平成 20 年度久慈広域連合予算は、去る 2 月 27 日に開催された 3 月定例会で一般会計、介護保険特別会計ともに原案のとおり可決されました。

一般会計及び介護保険特別会計を合わせた予算総額は 75 億 1,605 万 8,000 円で、そのうち一般会計予算は 31 億 9,037 万 8,000 円、介護保険特別会計予算は 43 億 2,568 万円となっています。

一 般 会 計

歳入 3,190,378 千円

(単位：千円)

分担金及び負担金	2,844,276	構成 4 市町村からの負担金
使用料及び手数料	227,977	し尿取扱手数料等
財産収入	47,044	空缶等再資源化物売払収入等
繰越金	1	前年度からの繰越金
諸収入	71,080	預金利子及び雑入

歳出 3,190,378 千円

(単位：千円)

議会費	579	議会運営経費
総務費	73,345	広域連合運営費、職員共同研修経費、選挙管理委員会費、監査委員費
民生費	661,419	介護保険特別会計繰出金
衛生費	854,628	ごみ焼却処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費
消防費	1,260,053	消防活動及び救急業務に要する経費
公債費	338,354	国・金融機関等から借り入れた償還金
予備費	2,000	

介 護 保 険 特 別 会 計

歳入 4,325,680 千円

(単位：千円)

保険料	735,309	第 1 号被保険者（65 歳以上の方）からの介護保険料
使用料及び手数料	90	介護保険料の督促手数料
国庫支出金	1,033,782	介護給付に係る国からの負担金
支払基金交付金	1,284,254	第 2 号被保険者（40～64 歳の方）からの介護保険料
県支出金	652,973	介護給付に係る県からの負担金
財産収入	1	財産運用収入
繰入金	619,165	一般会計及び基金からの繰入金
繰越金	1	前年度からの繰越金
諸収入	105	預金利子及び雑入

歳出 4,325,680 千円

(単位：千円)

介護総務費	94,146	介護総務管理費、保険料徴収費、要介護認定経費
保険給付費	4,080,292	居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費
地域支援事業費	126,000	介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費
財政安定化基金拠出金	4,200	財政安定化基金拠出金
基金積立金	17,629	介護給付費準備基金積立金
諸支出金	413	保険料還付金等
予備費	3,000	

介護保険料の減額制度をご存知ですか？

減額の要件は？

次の2つの要件に該当する方

- ・世帯員全員が住民税非課税であること。
- ・世帯の年間収入及び資産などが一定基準以下であること。

申請時期は？

申請は、7月22日（火）から受け付けます。

- ※ 申請が遅れると減額金額が変動する場合がありますので、ご注意ください。

申請の時に持参するものは？

- ・印鑑
- ・介護保険料納入通知書（特別徴収額決定通知書）
- ・収入額を証明できるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、確定申告書など）
- ・家計状況が分かるもの（預貯金通帳など）

減額の金額は？

減額後の保険料は次のとおりとなります。

- ・第3段階（35,100円）が、第2段階（30,420円）に
 - ・第2段階（30,420円）が、第1段階（23,400円）に
- ※ 段階の説明については、下表の「食費・居住費の負担限度額」をご覧ください。

問合わせ先

詳細については、各市町村窓口か、広域連合までお問い合わせください。

久慈市介護支援課（元気の泉）	TEL0194-61-1112
洋野町福祉課	TEL0194-65-5915
野田村住民福祉課	TEL0194-78-2927
普代村保健福祉課	TEL0194-35-2114
広域連合介護保険課	TEL0194-61-3355

食費・居住費の負担額の軽減申請。

介護保険施設へ入所（入院）又はショートステイを利用したときの「食費・居住費」は、原則として自己負担となりますが、下表の段階区分ごとに、「食費・居住費の負担額」の軽減を受けることができます。

申請は、各市町村窓口又は広域連合で受け付けます。

認定された方には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

食費・居住費の負担限度額（日額）

区分	利用者負担段階 対象者	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税であって、上記の第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額	・第1段階～第3段階に該当しない方	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

清掃課からのお願い

○ し尿の汲取りについて

お盆の前は、し尿汲取りの申込みが集中して、汲取り業者がすぐに対応できない場合がありますので、余裕をみてお申込みください。

また、し尿の汲取料は、久慈広域連合の「公金」ですので、集金を委託している「汲取り業者」へ速やかにお支払いください。

○ 事業系ごみについて

事業活動に伴って発生した一般廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりませんので、「家庭ごみ集積場」には持込みできません。

事業者が直接ごみ焼却場に持込むか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

お問い合わせは、久慈広域連合 清掃課 ☎53-5318

《ホームページを更新しました》

久慈広域連合は、平成20年4月1日付けで、久慈地区広域行政事務組合を統合したことに伴い、広域連合のホームページを更新しました。

URLは <http://www.kuji-kouiki.jp/>です。

※ 処理する事務

- ① 市町村職員の共同研修に関する事務
- ② 介護保険に関する事務
- ③ 火葬場の設置及び管理運営に関する事務
- ④ ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置及び管理運営
- ⑤ 消防に関する事務（消防団事務を除く。）

消防テレホンサービス

火災などの災害が発生したときの災害情報について、住民の皆さんからの問い合わせに応じるため、久慈消防本部では消防テレホンサービスを通じて災害情報を案内します。

火災・事故・災害発生時の問い合わせは
電話 **53-9999**

◎ 編集・発行

久 慈 広 域 連 合
総 務 企 画 課

〒028-0056 久慈市中町一丁目67番地
久慈市役所分庁舎内
☎0194(61)3344

介護保険料は忘れずに

介護保険料を納付書により金融機関窓口などで納付される方の納期限は、次のとおりとなっています。

平成20年度 普通徴収の納期限

第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	12月25日
第7期	2月2日
第8期	3月2日

激変緩和措置を継続します

年金課税の見直しや高齢者の非課税限度額の廃止など地方税法の改正によって、所得が変わらなくても、住民税が非課税から課税となり介護保険料が急激に上昇する方に対しては、経済状況の激変に配慮し、平成18年度と19年度に保険料率の軽減を行っていましたが、今年度も継続実施いたします。



監査委員に 米田 正氏選任

5月1日開かれた広域連合議会臨時会で普代村の米田 正氏（65歳）が監査委員に選任されました。

任期は平成20年5月1日から平成24年4月30日までの4年間です。

久慈広域圏の人口と世帯数（H20.6.1現在）

（単位：人・世帯）

市町村名	人 口	世 帯 数
久 慈 市	39,099	15,064
洋 野 町	20,022	6,748
野 田 村	5,003	1,671
普 代 村	3,190	1,118
計	67,314	24,601



再生紙と大豆油インクを使用しています。